

かいごほけんようかいごにんてい ようしえんにんてい しんせい かた
介護保険要介護認定・要支援認定を申請される方へ
もんしんひょうきにゆう ねが
(問診票記入のお願い)

- この問診票は、主治医が申請される方の日頃の状況を知り、
いがくてき ほんだん うえ ようかいごにんてい ようしえんにんてい ひつよう しゅじい
医学的に判断した上で、要介護認定・要支援認定に必要な「主治医
いけんしょ せいかく さくせい さんこう
意見書」をより正確に作成するため、参考にさせていただくもので
ひごろ ようす じょうたい はんい こた
す。日頃のご様子や状態をわかる範囲でお答えください。
- 問診票の記載や主治医への提出は任意ですが、円滑な要介護認定
もんしんひょう きさい しゅじい ていしゅつ にんい えんかつ ようかいごにんてい
に向けてご協力くださいますようお願いいたします。
む きょうりよく ねが
- ご本人、あるいは(ご本人の状況をよく知っている)ご家族、介護者
ほんにん ほんにん じょうきょう し かぞく かいごしゃ
の方、または介護支援専門員等がご記入ください。
かた かいごしえんせんもんいんなど きにゆう
- 質問の内容がわからないところは、無理に記入しなくて結構です。
しつもん ないよう むり きにゆう けっこう
わかる質問のみご記入のうえ、できるだけ早く主治医(かかりつけ医)
しつもん きにゆう はや しゅじい い
にご提出ください。
ていしゅつ
- 必要に応じて、電話での質問や外来への受診をお願いすることがあ
ひつよう おう でんわ しつもん がいらい じゅしん ねが
ります。
- 問診票は、あくまでも参考であり、主治医意見書は主治医の判断で
もんしんひょう さんこう しゅじいけんしょ しゅじい ほんだん
作成されます。
さくせい
- 問診票に記載のある個人情報については、介護保険・主治医意見書
もんしんひょう きさい こじんじょうほう かいごほけん しゅじいけんしょ
を作成する目的以外に使用することはありません。
さくせい もくてきがい しよう